

## 『民法5契約』正誤表

2022年10月12日

本書第1刷（2022年9月30日発行）において以下の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

### ■157頁表中「使用貸借」

誤：要物契約

正：諾成契約

### ■265頁○解除と損害賠償の要否

この箇所の11行を、以下の通り修正します。

#### ○解除と損害賠償の要否

ただし、委任契約を解除した者は、次の場合には、相手方に生じた損害を賠償しなければなりません。

①相手方に不利な時期に委任契約を解除した場合（651条2項1号）。例えば、Case13-12では、契約を途中で解除されたことによってBが被った損害、つまり、委任契約が解除されなければBが得られたであろう利益から、Bが委任事務を処理しなくて済んだことによる利益を引いた金額を賠償しなければなりません。

②委任契約が委任者のみならず受任者の利益になっている場合（651条2項2号）。ただし、ここでの「受任者の利益」が「報酬がもらえる」という利益のみの場合には、損害を賠償する必要はありません。

①、②の両方の場合ともに、やむを得ない事由があつて委任契約を解除したときには、損害を賠償する必要はありません。